



---

# 改正外来生物法に基づくヒアリ類への対策概要

---

令和5年2月  
環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

# 1. 外来生物法の改正について

- 改正外来生物法施行から5年以上が経過し、施行状況等の検討を実施。今後講すべき事項について中央環境審議会に諮問し、令和4年1月11日に答申。
- 令和4年5月に成立、公布。令和5年4月1日施行予定。

<改正外来生物法の主な改正事項>

## 1. ヒアリ対策の強化

輸入された物品等に付着して**ヒアリ**が国内に侵入する事例が**近年増加**



特定外来生物全般に対する**規制権限**（立入権限や輸入品等の検査対象）を**拡充**

発見し次第、緊急の対処が必要なものについては「**要緊急対処特定外来生物**」<sup>(※)</sup>として政令で指定し、**より強い規制権限**（通関後の検査や移動の禁止等）**がかかる枠組みを創設**

※国内に侵入・拡散すると著しい被害を及ぼす**ヒアリ類**を指定

## 2. アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備

広く飼育<sup>(※)</sup>されており、現行法の規制を適用すると、かえって生態系等への被害が拡大するおそれ

当分の間、種ごとに政令で定める**一部の規制（輸入、販売、放出等）のみを適用**することを可能に



規制対象外として検討している例  
 ・個人の販売目的でない飼育  
 ・個人間の無償譲渡 等

## 3. 各主体による防除の円滑化

地方公共団体においても外来生物の防除のノウハウが蓄積されてきている一方で、現行法上は国のみが主な防除主体とされている。

国、都道府県、市町村（特別区を含む。）、事業者及び国民に関する責務規定を創設

都道府県による迅速な防除を可能とするため、現行法では必要とされている**国への確認手続を不要**に

## 2. ヒアリの侵入経路と国民生活等への影響

- ヒアリは、原産地である南米から、船や飛行機に積まれたコンテナや貨物にまぎれ込んで、1940年代頃からアメリカ合衆国やカリブ諸島に次々と侵入
- 2000年代にはオーストラリア、ニュージーランド、中国、台湾でも発見
- 日本でこれまで発見されたヒアリも、輸入貨物や輸入貨物の入ったコンテナなどに付着することにより、入り込んでいる



### 国民生活と生態系への影響

- 海外ではアレルギー反応による死亡例有（命に関わる緊急課題）。
- ヒアリ定着によりお花見や花火大会などを安心して行えなくなるおそれ、米国定着地ではサンダルが履けない、年間1400万人が刺されるなど、**国民の生活に多大な影響**。
- 在来のアリ類や節足動物だけでなく、爬虫類、小型ほ乳類をも集団で攻撃し捕食（家畜への被害もあり）。
- 海外でのヒアリ防除対策費と被害額は膨大。
  - 米国：対策費7800億円/年 被害額6000-7000億円/年**
  - ※“ヒアリが広く定着した国や地域で駆除に成功したところはない”  
根絶はNZのみ。**初期防除が重要**。

### 3. ヒアリの危機的状況

- ヒアリ対策については、4年連続で大規模な集団の確認事案が続いており、対策の強化が必要（「**定着しそうなギリギリの段階**」と有識者からも警鐘）

#### ヒアリの危機的状況

- 2017年6月に国内で初確認されて以降、18都道府県で**92事例**が報告（令和5年1月末現在）

#### 【**4年連続で港湾において大規模な集団**を確認】

- 2019年10月 東京港青海ふ頭のコンテナヤード内で多数の女王アリ発見
- 2020年9月 名古屋港飛島ふ頭の**民間事業敷地**内で多数の女王アリ発見
- 2021年9月 大阪港咲洲で複数の女王アリと働きアリ1000体以上発見
- 2022年10月 広島県福山港で陸揚げされたコンテナ内で複数の女王アリと働きアリ70,000体以上発見



ヒアリに刺されて起きた発疹



防除作業の様子



働きアリ ヒアリの大きさ 女王アリ  
体長約2.5~6mm 体長約7~8mm

## 4.改正によるヒアリ対策の強化 (R5.4.1施行)

### 「要緊急対処特定外来生物」のカテゴリーの新設

【第2条関係】第2条第3項

「特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において検査、防除その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があるもの」を「要緊急対処特定外来生物」として政令で定める。

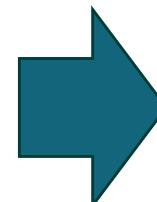
### 「要緊急対処特定外来生物」に対する権限の創設

【第2条関係】第24条の2第2項、第4章の3

- ◆ **通関後の検査等** 主務大臣は、要緊急対処特定外来生物が付着等している蓋然性が高い物品等、土地又は施設については、通関後も含めその職員に土地又は施設(※)に立ち入ることができるとともに、付着又は混入している物品等、土地又は施設を検査等することや、消毒又は廃棄すべきことを命ずることができる。
- ◆ **移動の制限・禁止** 主務大臣は、要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が付着等しているときは、物品等又は施設の移動を制限、禁止することを命ずることができる。 ※施設：車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む
- ◆ **対処指針の策定** 主務大臣及び国土交通大臣は、要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための事業者が取るべき措置に関する指針（対処指針）を定め、指針に定める事項に関する報告徴収、助言、指導、勧告、命令することができる。

#### 現行

- 通関後の物品等に対して、検査、消毒廃棄命令等ができるない
- 専門家による特定外来生物の特定（同定）作業中は、任意の移動停止の協力依頼のみのため限界あり
- 事業者との連携にかかる根拠規定がない



#### 改正後

- 通関後の物品、施設や土地に要緊急対処特定外来生物がいるおそれがあるときに検査、消毒廃棄命令等が可能
- ヒアリか否か専門家が特定（同定）作業中も物品等の移動停止をさせることが可能
- 国が対処指針を定めることを法定化し、事業者との連携を強化

# 5. ヒアリ類に係る対処指針 (R5.6.1施行)

○改正外来生物法に基づき環境大臣・国土交通大臣が、要緊急対処特定外来生物（ヒアリ類）が発見された際に事業者がとるべき措置に関する指針（対処指針）を令和5年春頃に策定予定

＜対処指針において想定される取組内容について＞

対象となる事業者
● ヒアリ類が付着・混入するおそれがある物品の輸入、輸送、保管を行う事業者。（輸入された物品を扱う港・飛行場関係者、運送過程での物流関係者、荷主等。）
概ね各業種に共通して想定される内容
● <u>ヒアリ類発見・通報のための体制構築</u> ○ (担当者の講習会参加、発見時の担当者への迅速な連絡体制の確立、通報先の社内共有など) オンライン上での動画視聴等の 参加いただきやすい形を想定
● 疑いアリ発見時の <u>拡散防止措置</u> ○ ● <u>ヒアリ類同定後の拡散防止措置</u> ○  貨物から漏れないよう目張りする、殺虫剤を噴霧する等
● ヒアリ類発見後の <u>モニタリング</u> （敷地内の倉庫や土地などで発見された場合） ○ 特別な資材ではなく、お菓子（かつ○えびせんや、ポテト○ップス等）を置く方法を想定
● ヒアリ類に係る <u>検査や消毒が円滑に進むように協力</u> ○ ● 本指針に沿った取組事項について公表☆

業種に応じて想定される内容
港湾管理者・ふ頭株式会社等
● <u>ヒアリ類の巣巣防止策の実施</u> ○ (必要に応じた生息調査、舗装の修繕、定期的な雑草・土砂の除去など)
港運事業者、船会社、コンテナリース会社等
● <u>空コンテナ返却時に、ヒアリ類付着確認</u> ○
倉庫事業者等
● <u>コンテナ開封時、空コンテナ確認時にヒアリ類付着確認</u> ○
港湾運送・物流事業者
● コンテナ、貨物をトラックに搭載する際、 <u>ヒアリ類付着確認</u> ○ ● <u>空コンテナ回収時にヒアリ類付着確認</u> ○
フォワーダー
● <u>ヒアリ類対策を適切に実施している事業者による流通体制</u> となるように調整等☆
荷主、荷受人等（事業者）
● <u>貨物受け取り時、空コンテナ返却時のヒアリ類付着確認</u> ○ ● <u>疑いアリ発見時の開封等の対処への協力</u> ○ ● 物品の <u>発送の段階で、ヒアリ類が侵入しないような対策の実施</u> を依頼☆

※勧告、命令の対象となる事項は「○：すること」と記載し、勧告、命令の対象とならない事項（努力的な取組事項）については「○：望ましい」  
先進的な事例は「☆：有効である」と記載することで指針本文においてわかるように明記。

# (参考) 外来生物法の概要 (R4改正後)

## 法律の目的

- 特定外来生物による**生態系、人の生命・身体、農林水産業**に係る被害の防止

## 法律の概要

**特定外来生物被害防止基本方針** (基本方針に基づく外来種被害防止行動計画、生態系被害防止外来種リスト)

### 特定外来生物

- 飼養・栽培・保管・運搬（飼養等）の禁止  
(大臣の許可が必要)
- 許可者以外は輸入禁止
- 許可者以外への譲渡禁止
- 野外への放出等の禁止  
(大臣の許可が必要)
- 国、都道府県(共同実施の市区町村含む)は公示して防除を実施
- 市町村、民間等は国の確認、認定を受けて防除

### 要緊急対処特定外来生物(ヒアリ類)

※著しく重大な被害・国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあり、発見した場合には拡散防止の措置を緊急に行う必要があるもの

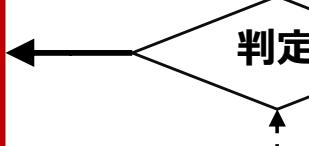
- 付着等の疑いのある物品や土地等の検査
- 付着等している物品等の移動制限、禁止命令
- 事業者がとるべき措置の対処指針の策定

### 未判定外来生物

- 輸入者に届出義務
- 判定が終わるまでの一定の期間、輸入を制限

### 指定されない生物

規制なし  
※特定外来生物等に該当しないとの確認が容易でない生物は、輸入時に種類別証明書の添付が必要



### その他 :

- 国、地方公共団体、事業者、国民の責務
- 生息調査のための立入調査
- 許可者への報告徴収及び立入検査
- 情報収集、国際協力、普及啓発等の規定

特定外来生物、未判定外来生物が付着・混入している輸入品や土地等の検査、消毒・廃棄命令

# (参考) 改正外来生物法、ヒアリ類関係のスケジュール（予定）



令和4年 5月18日	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律 (令和4年法律第42号) 公布
7月1日	改正法第1条関係（特定外来生物全般の規制権限の拡充） 施行
9月20日	特定外来生物被害防止基本方針 中央環境審議会答申を踏まえ閣議決定
11月28日	ヒアリ類の要緊急特定外来生物への指定に係る政令公布  改正法の全面施行に関する施行期日令の公布
令和5年 2月10日～3月11日	ヒアリ類に係る対処指針案のパブリックコメント実施
4月1日	改正法全面施行  改正政令（ヒアリ類指定関連箇所）施行
春頃	対処指針（告示）公布
6月1日	対処指針施行